

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から同年12月まで
② 昭和40年4月

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、国民年金の加入手続及び保険料の納付は、私の母がしており、A町役場（現在は、B市。以下同じ。）発行の「国民年金未納保険料について」に申立期間の保険料納付に係る受領印が確認できるので、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び申請免除期間を除き、国民年金の加入期間について、保険料をすべて納付している。

また、申立期間②については、社会保険庁の記録上、昭和40年5月及び同年6月の国民年金保険料が納付済みとされているにもかかわらず、同年4月の1か月分のみ未納とされていることは不自然である。

一方、申立期間①については、i) 申立人は、A町役場発行の国民年金保険料の未納通知書にある受領印をもって、申立期間①に係る保険料を納付したと主張しているが、当該受領印は昭和40年7月及び同年8月の保険料に係るものと推認されること、ii) 昭和39年度の保険料のうち、40年1月から同年3月までの期間の保険料は、申立人が所持している領収書から50年4月に追納されていることが確認でき、この時点において申立期間①は、10年の時効により納付できないこと、iii) 申立人が同期間について、保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申

立人自身が国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに、同期間について保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年6月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から38年9月まで
② 昭和39年6月から40年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私の国民年金保険料は、母に渡した私の給料の中から、母が地区の納付組織に納付していた。申立期間だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、保険料をすべて納付している。

また、申立期間②については、申立人が所有している国民年金手帳には、昭和41年4月1日発行と記載されており、同年4月ごろに加入手続が行われ、昭和39年度の保険料は過年度納付できる期間であり、過年度の納付書は同一年度分について、同時に発行されることが一般的であることから、39年4月及び同年5月の保険料のみ納付済みとされているにもかかわらず、同年6月から40年3月までの期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人が国民年金の加入手続を行ったこと（昭和41年4月ごろ）が推認できるが、この時点では時効により納付できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が保険料の納付に直接関与していないため、保険料の納付状況は不明であり、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 6 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間について、父が家族全員の国民年金保険料を納付しており、役場から保険料の督促状をもらったこともない。地区長なども経験した父が、自分の国民年金保険料を納付して、長男である私の保険料を納付しなかったなどとは考えられないので、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする実父母は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から国民年金に加入し、申立期間を含め保険料を完納しており、申立人のみ申立期間について保険料が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料額について、父から聞いた金額を記憶しており、その金額は申立期間当時の保険料額と一致する上、納付方法についても、申立人の主張は、当時当該地区において行われていた納付組織による収納方法に関する国民年金担当の元職員の証言と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山形厚生年金 事案138

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和57年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月1日から58年5月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間は有限会社Aに勤務しており、給料より社会保険料を控除されていた。申立期間についての給料明細書の一部があるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の給与明細書及び元同僚の証言により、申立人は昭和57年8月1日から有限会社Aに勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び社会保険庁の昭和58年5月の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月26日から8年4月1日までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月26日から8年4月1日まで
社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。

しかし、私は、会社を辞め、厚生年金保険被保険者資格を喪失した時に、国民年金に加入していた方が良いと言われ、社会保険事務所に健康保険の手続に行った後、すぐ市役所に行き、国民年金の加入手続をした記憶がある。

また、平成12年6月9日に社会保険事務所に相談に行ったところ、国民年金も加入しているという説明を受けた記憶もあるので、未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から保険料の納付時期、納付金額等を聴取しても、記憶が定かではなく、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が平成12年6月に社会保険事務所に相談に行った際、国民年金に加入しているという説明を受けたとしている資料（制度共通年金見込額照会回答票）には、国民年金への加入月数（1号納付期間）が「0月」と記載されており、申立期間について、国民年金に加入したとする申立人の主張と矛盾している。

このほか、申立人が申立期間について、国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から51年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年12月から51年10月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間については、私の実父が国民年金の任意加入の手続きをし、保険料の納付をしてくれたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の任意加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の記録上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年12月に払い出されていることが確認できるとともに、申立人が所持している年金手帳及びA市の「国民年金名簿」上、同年11月に国民年金の被保険者資格を取得したとされており、これらの記録に特段の不自然さは見られない。

さらに、申立期間については、国民年金の任意加入期間であり、制度上、国民年金手帳記号番号の払出日以前の保険料は納付できないとされている上、申立人は申立期間当時、居住市以外に住居登録を行っておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の領収書を他人に利用されたと主張しているが、利用したとされている当該被保険者は、昭和51年4月に国民年金の被保険者資格を取得し、それ以前については共済年金に加入しており、申立人の主張とは相違している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 25 日から同年 7 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私が A 事業所（当時）から入手した勤務日数確認簿でも分かるように、昭和 33 年 1 月から 37 年 3 月まで同事業所に勤務していた旨の記録があるので、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の人事記録により、申立人が申立期間について、同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間について、厚生年金保険料を控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料は無い上、申立人から聴取しても保険料控除等についての記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

また、申立人が記憶している同僚 2 名のうち、1 名は、申立人と同様に臨時月雇として勤務し、もう 1 名は定期作業員として勤務しているが、いずれも申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、A 事業所の後継事業所である B 事業所では、申立期間当時の給与支払に関する書類は、保存期間を経過し現存しておらず、申立期間当時の保険料控除の状況は不明であるとしており、申立てを裏付ける証言等は得られなかった。

加えて、申立期間に係る A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の記録は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は

無い上、同名簿上、申立人と同様に昭和 33 年 4 月 25 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者が 129 名いることが確認でき、同事業所がこれだけの人数の厚生年金保険の被保険者資格喪失届を誤って行ったとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から25年12月1日まで
② 昭和25年12月1日から26年12月5日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、A有限会社とB株式会社に勤めていた期間について脱退手当金を受給していることから、この期間は厚生年金保険の加入期間に通算されない旨の説明を受けたが、脱退手当金を貰った憶えは無い。

私は、社会保険庁の記録上、昭和27年5月に脱退手当金を受給したとされているが、26年12月10日に結婚後、すぐにC市からDに転居したので、脱退手当金の手続きができるわけがないし、受けとれるわけもない。

納得がいかないので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金被保険者原票（旧台帳）には、脱退手当金を支給した旨、記載されている。

また、申立人の厚生年金被保険者期間の保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっていることを踏まえると、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、厚生年金被保険者原票（旧台帳）を見ると、申立人の氏名変更の処理が行われており、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間について、婚姻後の氏名であることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて、氏名変更が行われたものとするのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期

間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月1日から20年8月31日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間について、A事業所に勤務し、工場では朝から晩まで軍用自動車の部品製造に従事していた。勤務していたことは確かなので厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の勤務実態を確認できる関連資料が見当たらない上、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶が定かではないことから、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

また、申立人が勤務していたとする事業所は、社会保険庁の記録上、厚生年金保険の適用事業所とはされておらず、同庁の健康保険加入事業所名簿上も、当該事業所と考えられる事業所は見当たらない。

さらに、当該事業所の業務を引き継いだとみられるB株式会社では、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について、当時の関連資料が無く不明であるとしている上、申立てを裏付ける証言等は得られなかった。

このほか、申立期間について厚生年金保険料の控除をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 47 年 6 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について未加入とされていることが分かった。
しかし、私は、申立期間についてA株式会社に勤務し、運転業務や配送等の仕事をしていた。
申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。しっかり調べて良い結果を出していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、当時の元同僚の証言から当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除等についての記憶も定かではなく、事業主により給与から保険料を控除されていた事実は確認できない。

また、申立人が申立期間について、一緒に勤務していたとする元同僚は、当時、申立人が当該事業所に勤務していたことは記憶しているものの、厚生年金保険の加入状況については記憶が無い旨を証言している。

さらに、当該事業所は現存しているものの、勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について、関連資料が無く不明としており、申立てを裏付ける証言等を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所で保管している当該事業所の健康保険厚生年金被保険者名簿上、申立人の氏名の記載が無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで
社会保険事務所の記録では、A事業所における厚生年金保険の資格喪失日が昭和 61 年 6 月 30 日となっているが、同日まで勤務しており、資格喪失日は同年 7 月 1 日である。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び勤務していたとする事業所が申立人に交付した辞令から、申立人が当該事業所に昭和 61 年 6 月 30 日まで勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所が保管している「被保険者資格喪失確認通知書」を見ると、資格喪失日が昭和 61 年 6 月 30 日と記載されている上、同事業所の賃金台帳及び事業主の証言から、同事業所は、当月分の厚生年金保険料を翌月分の給与から控除しており、昭和 61 年 6 月分の給与から控除されている厚生年金保険料は同年 5 月分であり、申立期間については、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月 31 日から同年 3 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間について、A株式会社B工場に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除された給与明細書もあるので、厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする事業所から提出のあった申立人からの「退職届」及び同届に記載されている同事業所の内部処理年月日から見て、申立人は、退職年月日を昭和 49 年 1 月 30 日として退職したことが確認でき、申立人が申立期間について、同事業所に勤務していた事実はうかがえない。

また、当該事業所が申立人の退職届を受けて厚生年金基金に提出した加入員資格喪失通知書の「資格喪失年月日」欄には、退職日の翌日である昭和 49 年 1 月 31 日と記載されており、社会保険庁の記録と一致していることから、厚生年金保険の資格喪失日の取扱いに誤りは認められない。

さらに、申立人が所持している昭和 49 年 2 月分の給与明細書から、同年 1 月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、当該事業所では、事業主による厚生年金保険料の控除の誤りである旨を回答している上、退職届に記載されている退職年月日からすれば、同事業所が申立人の給料から同保険料を誤って控除したことが推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。